

第二章 莊園社会における神祇の複合構造

― 山城国宇治・横島郷を素材として ―

序

前章では、莊園社会における寺院の機能を明らかにする作業を行なった。一方、在地においては、いわゆる神社という存在も重要な位置を占めている。神仏習合という状況にあつても、寺院が神社と完全に一致するわけではなく、神社に付随する神宮寺、寺院境内の中の鎮守神という形態をとることが多い。つまり、神祇それ自体に独自の意義が認められていたことになろう。本章では莊園社会における神祇、特に鎮守社級のものに焦点を当て、神社組織および祭祀の形態を明らかにし、その他複数の神祇との関連、それらの織りなす信仰の体系について考察を加えることとする。

考察の対象地域として、ここでは山城国宇治郷および横島郷を採り上げたい。理由は、以下の通りである。①当該地域は、琵琶湖から瀬田川を経て、巨椋池および淀津を結ぶ要津（宇治津）を擁し、諸権門においても貢納のルート上、重要な拠点として認識されていた。それ故、諸社の神人がこの地域に居住したことが観察できる。②地域の生業は、他に比して特異なものであり、殊に「網代」という築漁は各神祇と強く結びつき、後世の漁神の觀念を形成しているように思われる。③両郷においては、十一世紀から地域の鎮守（宇治離宮社）が明確に確認でき、中世における神祇の祭祀および建築物としては、ともに最古の形態を観察することができる。

こうした性格を持つ地域については、既に小西瑞恵が都市共同体論の観点から、山城国大山崎の構造に考察を加えている¹⁾。小西は、大山崎における例年四月八日の辻祭が、地主神（山崎神・酒解神）の中世的祭祀形態であり、それを基盤として石清水八幡宮に関連する祭祀が形成される過程を論じた。本章においても、右の方法論を受けて、自律的な地域の鎮守神を基盤として、諸権門に関わる信仰が如何に形成されるかに注意し、分析を行なうこととする。

宇治・横島郷に関する専論としては、網野善彦による簡にして要を得た論考が存在する²⁾。しかし、いくつかの重要な事実については、根本的な疑義を禁じ得ないため、ここでは新たに莊園史的な事実を説明しつつ、その再検討を心がけたい。

なお、両郷は人・土地ともに散在性・兼属性の強い地域であり、それは両郷が古代において内膳司御厨の領域であつたという事実の規定されている。御厨においては、基本的に人（贄人・供御人）の支配が先行しており、その占有する領域は、各漁法に応じて流動的な形態をとる³⁾。構成員には厳然たる人数枠が存在する一方、水

域については超越的な占有権を与えられている。このため、容易に権門の神人を新設するわけにはいかず、各権門は旧来の贄人・供御人を兼属させる形で貢納を確保する方法をとらざるを得ない。これが、前述の散在性・兼属性の事由である。以上から、両郷における地域形成については、古代における御厨的領域の成立から考察を始めるのが適当と思われる。まず、この地域における生業形態に注目し、それが御厨として如何に編成されていくかを観察しよう。

第一節 宇治・田上網代の形成

(1) 古代における宇治川辺の生業

勢多・宇治川における民衆の生業を、最も早く示すと思われる史料は、「正倉院文書」天平宝字六年（七六二）宇治麻呂解（『大日本古文書』編年五）である。

【史料1】

謹解

可履進越桴流川道知人等

右人等雇定、但食功者常有有限、然川水太、故日不廻流来矣

天平宝字六年七月十九日

後啓 鮮年魚等類

右、依比日之間川水甚太、此河鵜甘不住、又不作網代、仍雖東西走求都不得彼実、伏恐使空進越有无礼歟、誠恐謹啓
同日宇治麻呂解

これによれば、造石山寺所が造営材木の運漕を担う宇治司所に、桴工の派遣を依頼したことが分かるが、宇治司所の責任者は右の宇治麻呂なる人物であった。『大日本古文書』は、この宇治麻呂を「阿刀宇治麻呂」としているが、むしろこの人物は山城国宇治郡大國郷に本貫を持つ従八位上宇治連麻呂に同定するのが妥当であろう。宇治司所は造東大寺司の庄の一つで、宇治（連）麻呂はその領であつたらしい。

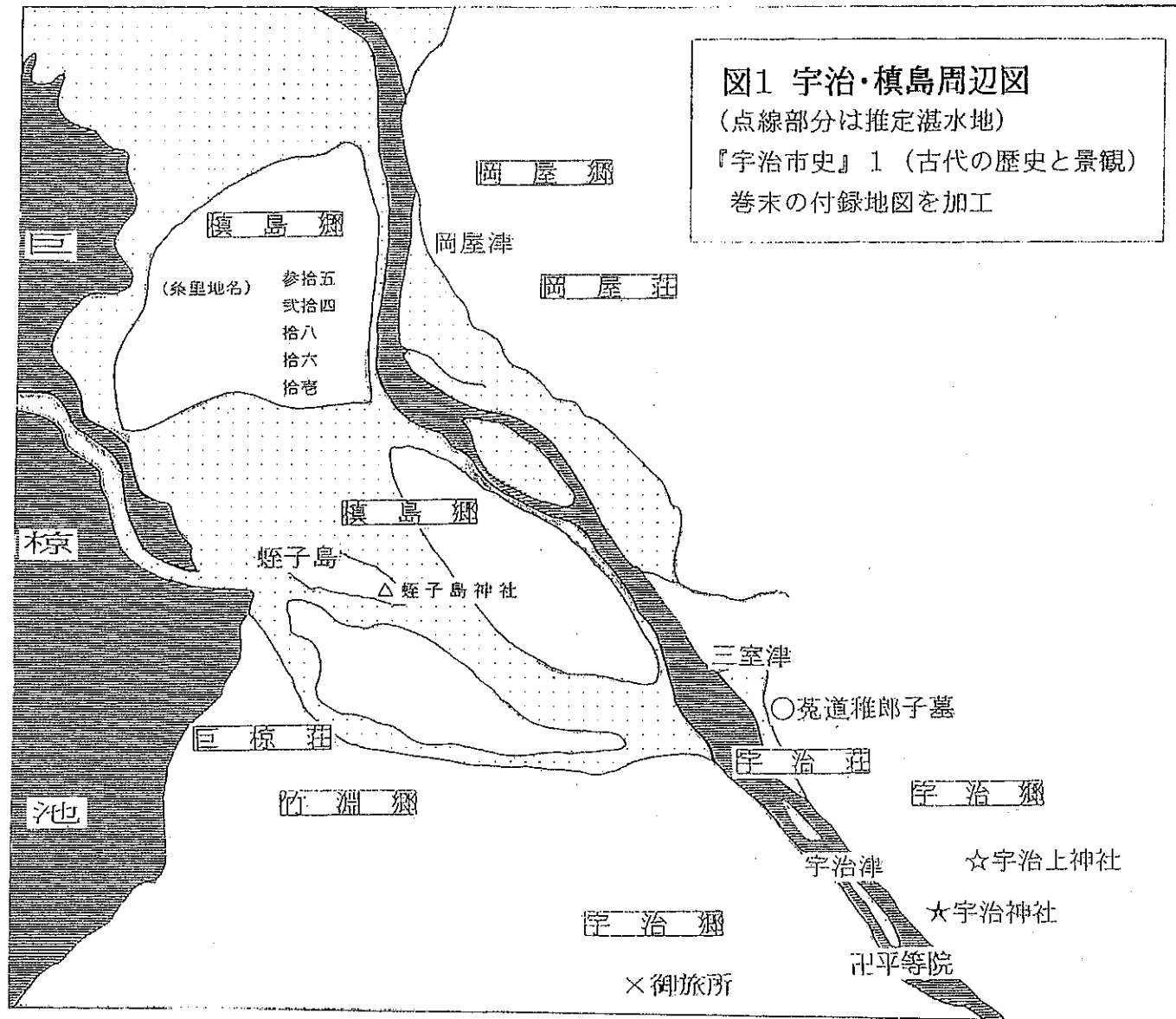
前掲史料によると、「鮮年魚」は、造石山寺所からの「使」への土産であつたが、宇治川の増水により、「鵜甘」（鵜飼）、および「網代」（築）による漁ができない旨が、述べられている。本来ならば、鵜飼・網代によつて年魚（鮎）が捕獲されていたのである。『万葉集』卷三・二六四には、「柿本人麻呂近江国より上り来る時宇治川の辺に至りて作れる歌一首」として、「もののふの八十宇治川の網代木にいざよふ波の行方知らずも」と詠まれており、既に七

世紀には、宇治川に網代（築）が設けられ、その漁具が「網代木」と呼ばれていたことが確認できる。また、鵜飼の存在については、『日本書紀』雄略十一年五月辛亥朔に「近江国栗太郡言白鷺鷺居于谷上浜、因詔置川瀬舍人」と言われている。ここで言う「谷上」は宇治川の上流である勢多川の田上に比定され、また「鷺鷺」とは鵜を示す漢語である。「川瀬舍人」は、鵜飼に類する職掌であろう。『日本書紀』神功摂政元年三月庚子にも「淡海の海、瀬田の濱に潜く鳥、田上過ぎて菟道に捕へつ」と詠まれるように、「潜く鳥」つまり鵜が勢多・宇治川と結びつけられている。

後世の史料になるが、『新古今集』卷三・二五一、前大僧正慈円「鵜飼舟あはれとぞ見るものふの八十宇治川の夕闇の空」および『かげろふ日記』に「宇治近き所にてまた車にのりぬ。さて、例の所には方あしとてとどまりぬ。さる用意したりければ鵜飼かずをつくして一河うきてさわぐ」とあるように、宇治川辺において夏の鵜飼漁に従事する人々が存在したことは明らかである。『堀河院御時百首』冬・網代の藤原頭季「かかり火のなからましかば水魚のよる網代の程をいかてしまし」、『新後撰集』卷三・二二七、後光明峯寺摂政左大臣「かがり火の光もうすく成にけり田上川の明ぼののそら」、『増鏡』第五・内野の雪「平等院に中一日わたらせ給て、さまざまのおもしろき事ども数知らず。網代に水魚の夜もさながらののしり明かして帰らせ給」などと言われるように、築漁と鵜飼漁はともに篝火を使用する夜漁であり、両者は漁業暦の上で相互補完的なものであるとも考えられる²⁾。

以上の他、宇治川辺の生業として、舟運を利用した材木等の運送を挙げることができる。『万葉集』卷七・一一三五には「山背にして作る。宇治川は淀瀬ながらし網代人舟呼ばふ声をちこち聞こゆ」とあり、網代漁を営む人々が「網代人」と呼ばれ、彼らが舟を操っていたことが知られる。さらに、同巻・一一三七では「宇治人の譬への網代我れならば今は寄らまし木屑来ずとも」と言われており、おそらくは田上柚などの材木運漕を背景として³⁾、そこから流れ来る「木屑」が「網代木」とどまる情景が描写されている。

こうした生業に従事する人々の呼称としては、『新撰六帖』第三帖・水魚「風寒み今朝もしろし網代守思ふにさこそ水魚はよらめ」における「網代守」、同帖「網代守る槇の島人いとまなみ水魚のよるしもはやねらるる」における「槇の島人」、『好忠集』卷中・二六三「網代守る宇治の川長年つもりいくそ月日をかそへ来ぬらん」あるいは『新撰六帖』第三帖・網代「水魚のぼる瀬瀬の網代木ことよせて渡りすすむる宇治の川長」における「宇治の川長」等を挙げ得る。これらを比較すれば、宇治の「網代守」は「川長」「槇の島人」と同義で使用されていることが明らかになる。後者の



「横の島」とは、宇治川が巨椋池に流れこむ網状地帯の中洲のひとつであつて、「横島郷」と呼ばれた地域である。すなわち宇治の網代とは、正確に言えば、宇治横島の網代なのである⁽⁹⁾。では、一方の田上の位置は、どのあたりに比定できるであろうか。

『平家物語』巻九・宇治川に「勢田をば、稻毛の三郎重成が計らひにて、田上の供御の瀬をこそ渡しけれ」とある。後述するように、田上網代が内膳司御厨であつた事実を勘案すれば、網代は現在の供御（貢御）瀬に設置されていたものと考えられる。すなわち勢多橋の南辺付近であり、ここには「供御（貢御）の瀬」の地名の起こりとして、天皇の不予に際して、勢多川で鯉を釣り、献上したという「南郷の鯉」の伝説が残っている⁽¹⁰⁾。

以上、古代の勢多・宇治川辺においては、築漁・鵜飼漁・舟運が主要な生業として存在し、それを担う人々の多くは、宇治横島および田上供御瀬に住していた。無論、それ以外の生業として、水田農耕の存在を否定するものではない。横島の北方には、現在でも条里区画の遺構が強く残っており、阡陌の線に沿う形態で拾壹・拾六・拾八・貳拾四・参拾五という地字が見られる⁽¹¹⁾。南方の宇治郷と合わせて、宇治川左岸に条里制が施行されており、先の生業は条里田島における農耕と複合的に営まれていたと見るべきであろう。

(2) 内膳司御厨の形成

九世紀の初頭には既に雑供戸に系譜を有する「内膳司元来所領御厨」が存在しており、そこには少なくとも志摩国志摩・近江国筑摩・和泉国網曳・河内国江御厨が含まれていた⁽¹²⁾。しかし、九世紀を通じて「畿内并近畿諸国」には「臨時御厨」も加え置かれている。元慶七年（八八三）十月二十六日の太政官符（『類聚三代格』巻一九）には、近江国所在の御厨に、勢多・和邇・筑摩御厨および田上網代・皇太后宮職御網代があつたことを記す。この内の勢多・和邇御厨および田上網代・皇太后宮職御網代が、右の「臨時御厨」に当たるものと推測される。すなわち、近江国田上網代は九世紀後半には内膳司御厨として把握されているのである。

では、一方の山城国宇治網代の場合はどうであろうか。まず、延喜内膳司式の記載を見よう。

【史料2】

(1) 山城国江御贄者、国司率預人、漁捕進之

(2) 山城国・近江国、水魚網代各一処、其水魚始九月迄十二月卅日贄之

(中略)

(3) 凡山城・河内・摂津・和泉等国、江・網曳御厨所請係丁、江州

人、網曳五十人

なお、これらはその時々が発令が編纂されたものであり、(1)(2)(3)各項によって示された事態が共時的に存在したわけではない。特に(3)については、『三代実録』仁和元年(八八五)九月七日条における次の措置によるものと考えられる。

【史料3】

勅停廢山城・河内・和泉・摂津等国江長并贅戸、充倭丁各卅人。但和泉国五十人。停近江国筑摩御厨長并調丁、充倭丁。

史料2の(3)と史料3を比較すれば、山城・河内・摂津国にはそれぞれ江御厨、和泉国には網曳御厨が存在したことが分かる。以上から、式の成立する十世紀初頭、山城国内においては少なくとも江御厨と水魚網代が存在し、前者には倭丁制が敷かれていた。前掲の元慶七年(八八三)官符では、近江国田上御網代および皇太后宮職御網代に倭人各四十人が充てられているから、山城の網代にもまた同程度の労働力編成があつたと見るべきである。

山城国江御厨の存在は、八世紀の史料に全く確認できない。一方、大和国吉野御厨、和泉国網曳御厨、河内国江御厨、近江国筑摩御厨などの成立は、天皇の住処との近接に基づく、下(海人・白水郎)からの食物供献による部分が大きい¹⁾。この二点を勘案すると、山城国江御厨は平安京への遷都によつて、近郊からの魚貝貢納の必要性に迫られ、他国の御厨に追隨する形で成立した可能性が高い。特にそれは、節会の整備と密接な関連を有したと思われる。

『政事要略』卷二四・年中行事九月には、九月九日節を三月三日節に准ずることを命じた天長格抄の官符の次に、弘仁三年(八一三)九月十六日の官符を引き、天武天皇忌日のため停止されていた九月九日節を開始したことが記されている。注目されるのは、それに際し「五畿内志摩近江若狭紀伊淡路等国司」に対して、九月九日節御贄の貢納を義務づけている事実である。「五畿内」には山城国が含まれ、その節御贄は国司が率いて漁獲・貢進したという「江御贄」すなわち江御厨が担当するものに他ならない。

ところが、九月九日節御贄に限つては、その漁進の中核が宇治網代であつたと考えざるを得ない。前掲の延喜内膳司式(史料2)によれば、宇治・田上網代ともに毎年九月から十二月まで、鮎の稚魚たる水魚を貢進していた。『侍中群要』第二²⁾にも、

【史料4】

近江国田上御網代、毎日進水魚。自九月九日至十一月(ママ)、

見内膳式。山城国宇治御網代、毎日進鮎魚。

とあり、両網代は晩秋から冬季にかけて、氷魚および鮎を漁獲・貢進していたことが分かる。『西宮記』巻五、『北山抄』巻二などによれば、貢進氷魚は、重陽宴、孟冬など諸節会に王卿以下の諸臣に「下物」として下賜されたという⁽¹⁵⁾。すなわち、九月九日節御贄は網代の漁獲物によつており、網代は当初から江御厨に内包されていたと考えざるを得ないのである。

山城国江御厨は、内裏への贄貢納の必要性に迫られて設立されたため、本来的な贄人集団による貢納ではなく、国司が預人を率いて漁獲を行なう方法がとられたのであろう。近江国において、臨時御厨として田上網代が設置される経緯は先に確認した。山城においては、江御厨の制度の上に、漁期・品目の差異から、宇治網代が臨時御厨として分化していく流れが想定できる。

以上、九世紀を通して、宇治・田上網代が内膳司御厨として把握される事実を確認した。御厨に対する内膳司の実務は、九世紀後半（貞観年間）には進物所が担い、さらに寛平年間を境として、御厨子所が担うようになる。これら「所」の構成員は、蔵人との兼帯が多く、末端の実務への介入を通して、内膳司御厨は十世紀以降、蔵人所御厨としての性格を強めていくのである⁽¹⁶⁾。

(3) 宇治・田上網代における収取と貢進

御厨としての網代の特殊性は、行事に応じて使が派遣され、その漁獲物が格別な扱いを受ける点にある。延喜十一年（九一一）以降の六ヶ国日次御贄の制では、収納・上京ののち、贄を内膳司に集積して、国解文を蔵人に見せ、進物所および御厨子所に分配することになっていた⁽¹⁷⁾。田上・宇治網代の氷魚も同様の流れを辿るものと考えられるが、特に氷魚の徴収にあたっては、氷魚使と呼ばれる人々が現地に派遣された。

【史料5-1】『西宮記』巻五（九日宴）

一、遣氷魚使入宇治・田上。以所人遣。各給御牒。或付国[▽]

【同-2】『春記』長暦三年（一〇三九）十月二十六日条

早旦出納良任、為頭弁使来云、氷魚使未被差遣、是依御精進事歟、至于今供魚味、仍可有其使也、依例可差遣所衆等也、田上使致道、宇治使忠助等（後略）

【同-3】『拾遺集』一一一三、修理・内匠允藤原行女

蔵人所にさぶらひける人の氷魚の使にまかりにけるとて、京に侍りながらおともし侍らざりければ（後略）

これにより、蔵人所の人が九月節会に先立って蔵人所牒を帯び、山城宇治・近江田上の地に発遣されたことが分かる。なお、この水魚使は『侍中群要』第八によれば、蔵人所上臈滝口であった。これに対し、現地における漁撈活動を、末端の官吏として管掌したのが「網代司」と呼ばれる人間であった。次の史料を見よう。

【史料6】『権記』長徳元年（九九五）九月条

（十日条）下給田上網代司小槻重兼死闕替甲可千秋可補之名簿

△宰相中将先覽右府次申云々▽下給出納為親。

（十四日条）参右府、奉所御牒△甲可千秋▽補網代司之文。

田上網代には「網代司」が存在し、「所御牒」すなわち蔵人所牒によって補任されることになっていた。これは宇治網代においても同様であろう。在地に密着して漁撈を管掌する「司」の例は、他に摂津・河内大江御厨の「御厨司」を挙げ得る¹¹⁾。しかし、これが荘園制における「下司」と同様な機能を持つものであるかについては、多分に疑問も存する。例えば、河内国大江御厨は延喜五年（九〇五）に四至が確定され、「御厨司」が置かれたと考えられている¹²⁾、次のような例はどう考えられるであろうか。

網代に関しては、水魚収納に際し国解文が提出され¹³⁾、前掲の『西宮記』にも蔵人所牒を「国に付す」とあるので、現地での収納には国司も関与したと思われる。また紀伊国については、『類聚符宣抄』第七、康保五年（九六八）六月二十九日紀伊国司解によれば、国内の御厨を統括する職掌として「内膳司御厨別当」が置かれているが、同文書中では「御厨司」という表現も用いている。つまり、これらの「司」が国制と画然と分離しているものとは考えられないのである。国別の条件を考える必要性ととも、先の大江御厨の例については、十二世紀における相論を背景とする、遡及的な詐称の可能性をも考慮する必要がある。網代については、内膳司および蔵人所の関与は明確であるものの、十世紀の段階においては、なお国衙の関与を排除できないものであったと考えられる。

以上のような体制によって収取された水魚は、『宇津保物語』に「漕ぎつらね水魚運ぶとて網代には多くの冬を見馴れつるかな」とあるように、幾艘かの舟によって運送された。古代においては、岡屋津く淀津という巨椋池の横断ルートが存在し、また宇治津と淀津との水上交通ルートも想定されるため¹⁴⁾、この舟は淀津に置かれ、諸国の贄を集積する淀費所に向かったと考えられる¹⁵⁾。

保立道久は、右のような贄貢進体制について、贄人集団による貢納の外皮の下に、交通・営業特権が保障される一般的であると述べている¹⁶⁾。『続日本後紀』承和十一年（八四四）五月辛丑条は、

淡路国の浜浦に、王臣家の「牒」を帯びた漁人三千余人が群集し、土民の冤凌・山林の伐採に及んだと伝える。前掲の元慶七年（八八三）十月二十六日太政官符（『類聚三代格』卷一九）に引く近江国司解では、御厨・網代に定員があるにもかかわらず、近年内膳司進物所や諸院宮が、定員を越えて「腰文幡」を発給することが訴えられている。こうした「牒」「腰文幡」は、国衙に対する特権通知であるとともに、通行許可証としても機能し得る。宇治網代に連結する津は宇治橋下流付近の宇治津と想定され、木工寮式によれば、近江大津から前滝津（伏見）に到る輸送ルート的重要であった。これを前提として、宇治網代の贄人においても、田上網代と同様、河川での舟運には特権的な地位が与えられたものと推測される。

しかし、右の史料からは、さらに別な事態も指摘し得る。すなわち、内膳司とともに「院宮王臣家」が御厨の贄人を把握しようとした事実であり、諸方兼帯への動きは既に九世紀において始まっていたと解するべきであろう。そもそも内膳司は、網代における九月から十二月までの漁獲を把握したに過ぎず、他期の漁獲やその他の生業による生産物は全く問題にしていない。漁業分野に限って言えば、①一定時間における労働の効果が比較的早期に現れやすいこと（生産の分割可能性）、②漁場は一定の水界に対する排他独占的支配を目的とせず、特定の魚種・漁法・漁期との関連を持つ限りにおいて成立するものであるため、一水界部分において幾多の占有漁場が存在できること（漁場の重層性）、等の条件に規定されている²⁴。ここに、③各権門経済の十全な運営の必要性と地理的近接による収奪の容易さから、京郊莊園に兼属性・散在性のものが多いという条件を加味すれば、諸方兼帯という事態は既に準備されていたと考えべきであろう。次節においては、特に神祇に対する諸方兼帯の実態と在地におけるその意義について考察を加えてみたい。

第二節 宇治・横島の領有関係と神祇

(1) 院政期における「諸社網代」

既に白河院政期において、宇治・田上網代は諸社との関係を有していたと見られる。次の史料を見よう。

【史料7】『中右記』永久二年（一一一四）九月条

（十四日条）蔵人弁来云、網代早可令破却、差遣檢非違使有貞、經則等、健可加実檢、殺生重可禁断者、(1)但可除賀茂供御所。

（十五日条）以蔵人奏云、(2)可除賀茂供御所者、然者齋院網代如何、諸社又多云々如何、仰云、被免所々者如何、可除賀茂歟、帰家之後、召有貞、經則、可破宇治田上網代之由仰了、但可除賀茂

之旨、仰含了、又申殿下了。

白河院の殺生禁断策により、宇治・田上綱代が破却された際の史料である。傍線(1)(2)によつて、十二世紀初頭には賀茂社・同齋院、その他の諸社が綱代を所有していた事実が確認される。では、それは具体的にどの神祇のものであろうか。

【史料8-1】『勘仲記』弘安五年(一二八二)八月八日条

平等院公文為盛参上、被仰下傳、(1)宇治川綱代入賀茂・春日・松尾備進三社供祭、可破却之由、被下院宣了、仍敷尊上人可致橋修造沙汰之由、申領状了、而(2)賀茂供祭人入真木島村若(君)可捧神木此間群参、社司相伴訴申(後略)

【同-2】同・弘安七年(一二八四)二月四日条

被仰下云、(3)所壞殘綱代入賀茂・松尾・冨家殿、急可被破却、可差進下家司之由、可仰政所旨、被仰下之間、即仰忠直了、下家司無其人之間、楚忽難差進之由申之、仍伺申之処、可差遣出納久茂之由、仰含了(後略)。

時代は下るが、傍線(1)から賀茂・春日・松尾、傍線(3)から冨家殿(撰闕家)の綱代が存在し、また傍線(2)から賀茂社に属する供祭人が特に「真木島村君」と称されていたことが分かる。冨家殿を除いて、ここに挙げた神祇が、先の「諸社」であつたと推定して大過あるまい。白河院により破却されたのちも、綱代は厳然と存在しており、諸社もまた再び綱代の領有を復活させたと見られる。

では、これらの主体は如何にして綱代との結びつきを深め、各々の領有を達成したのであろうか。以下では、権門別に考察を加え、さらに在地の人々にとつて、権門による編成が如何なる意義を有したのかについても、検討することとする。

(2)撰闕家および春日社との関係

撰闕家と宇治との関係は、道長の時代に始まる。すなわち、宇治郷に存在した左大臣源融の別業が、長徳元年(九九五)十月頃、道長の手に渡つて宇治院となり、やがて頼通によつて平等院となるのである。この過程で道長の宇治周遊の機会も増加し、春日社への参詣の途次、宇治に宿すことも恒例化していった。その際、撰闕家は、横島住人に対し「雑船」等を差定する権利を把握するようになる。史料の時代は下るが、撰闕家は宇治・横島郷の鎮守たる離宮社の神事料田として「真木島水田」を寄付しており、「山城国冨家殿内三条殿給」にも「真木島」四反が含まれていた。以上から、宇治・横島郷は、広義の撰闕家領として把握されたと考

えられる。なお、史料8にも見えた「冨家殿」とは、もともと平等院内に築かれた建物であり、また北殿とも称されていた³⁰。藤原忠実の代以前に建造されていたが、忠実自身がここに住したため、忠実はまた「冨家殿」とも称されたのである。

ところが、忠実が宇治川の漁撈と關係を有したことについては、「勸修寺家本永昌記裏文書」における年月日未詳の宇治内鱧請等陳状(『鎌』二・九四八)が明確に示唆する。同状に引く「鴨御祖社村君等申状」は、建久八年(一一九七)十一月日鴨御祖社司等言上状(『鎌』二・九四七)および同引の「網代村君等申状」と思われるので、陳状も同年十一月以降のものである。相論の焦点は、宇治橋の橋脚に石を置いて補強する役を負う一方、「請(筈)」によって「鱧(鰻)」を捕らえていた「鱧請」が、網代の面を大石で塞いで鴨御祖社(下賀茂社)の供祭人たる「網代村君」の漁を妨害した、というところにある。この網代村君は、先の「真木島村君」と同一の存在であろう。網野善彦はこれを離宮社長者とするが³¹、「村君等」とあるように複数形で使用されており、その語義は漁父・漁翁を示すものであることから³²、「村君」は網代人を指すものと考えらるべきである。陳状には、網代村君の申状が四ヶ所引用されており、それに従って鱧請等の反駁がなされている。以下、その四点に即して両者の主張を整理してみよう。まず、網代村君の主張は、以下の通りである。

- ① 宇治川の網代は、鴨御祖社の御厨として建立されてから、何百歳たるかを知らず、鱧請によつて網代の面を大石で塞がれるような妨げは過去に無かつた。
- ② 建久二年(一一九一)にも両者の相論があり(いずれであるか明確ではないが)、一方が「問注負」した際、鱧請の側は「所司」を引率して、網代に大石を捨て置いた。
- ③ その後、妨げはなかつたが、去年再び鱧請によつて網代の面が塞がれ、水が流れないようになつた。
- ④ 以上の事実があるので、「宣旨并 殿下政所下文」を下して、鱧請の統轄者である「十長発」を禁獄してほしい。

これに対する鱧請の反論は、次の通りである。

- ① 「鱧請」という漁法もまた、往古からのものである。その証拠に、「故知足院殿下(藤原忠実)」の時、「小松殿(忠実の居所)」において鱧請と村君が対決し、村君が敗訴となつた。史上一度も妨げがなかつたとする村君の主張は成り立たない。
- ② 建久二年(一一九一)に「所司」を引率して、網代に大石を置

いたというのは、事実誤認である。実際には、同年に「真木島住人等」が宇治橋の橋脚に置いてある石を船で拾いあげていたので、それを制止するため発向したに過ぎない。

③ 鱧請の漁法は毎年行なっているものであり、去年初めて大石を用いたわけではない。ただし、自然に石が流れて網代を塞ぐということは十分あり得る事態である。しかし、その場合でも、故意に「結構」したわけではない。また、鱧請は八・九月の漁法であるが、村君が水魚を捕らえるのは十月以降である。したがって、鱧請が網代漁を妨げることはあり得ない。

④ 鱧請はすべて「色々公人」であり、一人の「間人」も存在しないので、放火や殺害等でなければ、禁獄されることはない。

相論からは、いくつか興味深い事実が浮かびあがる。第一に、同一水界部分における築と釜の併存、すなわち漁法・魚種・漁期の相違に基づく両者の共生である。第二に、鱧請の身分であり、彼らが「小松殿」において村君と対決し、また「殿下政所下文」を受け存在であったこと、すべて「公人」であり、身分課役として宇治橋の橋脚に石を置いていたこと、等を考えると、鱧請は平等院を介して摂関家に属する人々であったと考えられる。

しかし、一方の村君についても、下賀茂社に属するとは言え、その居住地は真木島（槇島）であり、彼らが摂関家と関係を有しなかったわけではない。忠実が「小松殿」において裁決を下し得たのは、槇島の領主としての立場によると見られる。

この点で、摂関家と網代との関係を示唆するのが、「宇治関白高野山参詣記」（『続々群書類従』五）の「桂鶉飼廿艘、宇治鶉飼十艘、依召候御共」や、「執政所抄」（『続群書類従』一〇・上）の「鶉鶉飼等相具付松可参役之由、兼下知真木島・桂贄人等也」という記事である。前者の史料に見る宇治川の鶉飼とは、後者の記事との比較によって、槇島のそれであることが分かる。第一節に述べたように、宇治の鶉飼とは、槇島の網代人のことと考えるべきであり、摂関家に属する網代人が存在したことは確実であろう。

一方、春日社の網代の存在は、摂関家による春日社参詣と密接な関連を有すると思われる。既に述べたように、摂関家は宇治・槇島の領主として、鎮守たる離宮社に奉幣を行なっている。現在、離宮社（宇治上神社）の本殿右に鎌倉期と推定される春日社本殿が存在し、境内における最大の摂社となっているが、これは摂関家による春日社の勧請に系譜すると考えられる。

一方、春日社にとつても、宇治の地に神人を置かねばならぬ理由が存在した。大和から嗽訴のために神木を渡す時、しばしば宇治が「旅所」とされ、神木を経由させる重要なルートとして意識されて

いたからである⁽³³⁾。春日神木の運行は、興福寺から木津川を北上して泉木津に到り、巨椋池經由で宇治の地に移って、木幡から京都に向かう、というコースをとった⁽³⁴⁾。

さらに、神木が宇治に放置される場合もある。『中臣祐賢記』嘉禎二年（一二三六）正月一日条には、神木渡御の経過を「今日宇治之衆徒被触送云、明日衆徒皆悉可令退散、社司等同奉置 大明神天、残置於神人少々、可令退散云々」と記し、同四日条には「自北政所宇治神人十三人旅粮十三石下給、自本社番替二令上洛神人皆下向畢」とある。すなわち、神木を宇治になかば放置し、それを守るために「宇治神人」が置かれるのである。

これは、山城の木津荘内泉木津が、神木動座の最初の遷座の地として意識され、「散所神人」が置かれたことと対応する現象であろう。また、山城の円堤寺・加波多・多賀片・市部・山本など、奈良街道および木津川沿いに分布する荘園にも「山城国散在神人」が置かれていた⁽³⁵⁾。平安期から右のような動向が存在したとすれば、摂関家の認定を受け、春日社神人が宇治・槇島郷に定着し、網代を所有することになるのは、ほぼ必然的な事態である。

彼らが春日社神人であるならば、それは先に掲げたような、「山城国散在神人」として存在した筈であり、和泉国池田荘や摂津国浜崎荘の黄衣神人などと同様に、一定の人数枠を持ち⁽³⁶⁾、雑免田を与えられて「長日御供菜、四季之魚貝、節料焼米以下、恒例・臨時之社役」⁽³⁷⁾などを勤めたものであろう。

以上、摂関家が宇治との関係を強め、宇治・槇島郷を家領化していく過程で、内膳司御厨の供御人は摂関家にも兼属することになった。さらに、摂関家と春日社の関係を媒介として、春日神人が宇治の地に進出し、散在神人として網代を所有していった。領家の氏神たる春日社の神人は、宇治・槇島郷の領内において優先的な漁撈特権を摂関家から付与されていたと見られる。

(3) 鴨社供祭人としての槇島村君

下賀茂社の供祭人が宇治に網代を所有していたことは、前掲の例からも明らかである。「賀茂御祖皇太神宮諸国庄園」（『神道大系』神社編八）には、「御厨所」として「山城国久世郡宇治田上網代」とある。宇治・田上網代が分かたれていないのは、後述するように槇島の住人によって両者が経営されていたためであろう。

賀茂社に日供調進のため、朝廷から御厨子所の膳部六人を進じたのは承暦二年（一〇七八）のことである⁽³⁸⁾。但し、上・下賀茂社領の立券の画期は寛治年間であり、これについては既に川端新による整理がなされている。すなわち、寛治三年（一〇八九）八月、賀茂社から託宣日記が上奏され、朝廷の議定を経て、賀茂社から荘園

の券文が進上、朝廷との間で調整が行なわれた。三月に初めて朝廷から神膳が進められ、五月に「賀茂御供事」が宣下、七月には賀茂上下社に不輪田六百余町が寄進され、さらに不足分にそなえて諸國に御厨を分置したという⁴³⁾。史料には宇治・田上綱代への言及はないが、両者もこの時点を画期として賀茂社に属するようになったと考えるのが妥当であろう。この場合、内膳司御厨としての綱代を下賀茂社に分割する形をとつたものと考えられる。

久安三年(一一四七)九月日賀茂御祖社司等請文(『平』六・二六二八)では、長洲御厨について「定御厨結番」と言われており、下賀茂社では諸御厨の成員を「番」に編成して、神供の徴収を行なっていた。当然、宇治綱代もまたこの体制内にあつたものと考えられる。「番」にあつた際には、上賀茂社領安曇河御厨に見られたような「日別供菜料」「毎日二度之御贄」⁴⁴⁾を負担したものであろう。但し、前掲の鱧請陳状において、村君の漁期は十月以降と言われており、内膳司と同様、下賀茂社が綱代における全ての生産物を把握し得たわけではない。

しかし、槇島供祭人において、下賀茂社への帰属意識が高かつたことは事実である。弘安七年(一二八四)二月、西大寺叡尊の奏によつて綱代が破却されようとした際、「真木島供祭人」は神木を掲げて下賀茂社の境内に群参し、神供を抑留して抵抗した⁴⁵⁾。鎌倉期には、神木を示威するほどにその帰属意識が高まつていたのである。こうした意識は、神祇イデオロギ―の呪縛によつて説明されることが多い⁴⁶⁾。特に「高倉院殿島御幸記」(『群書類従』一八)における次の記述は著名である。

【史料9】

むろのとまりに御所つくりたり。(中略)この山のうへにかもをぞいはひ奉りける。御へいまいらせたまふ。またわたくしにもまゐりてへい奉る。としおいたる神戸の守あり。この社はかものみくりやに、このとまりのまかりなりしそのかみ、ふりわけまいらせて御しるしあらたなり。やしろ五六、大やかにてならびつくりたる。つゞみうちて、ひまなく神なぎども集まりて、遊びあひたり。これは御道のほど雨風わづらひなどの御折申とぞきこゆる。

播磨国室御厨は上賀茂社領であるが⁴⁷⁾、御厨の内に賀茂社が勧請され、航海の祈禱が行なわれていたという。賀茂社の祭神には鴨玉依姫があり、海上守護神の性格を持つ一方、それは『古事談』第五に「勢多尼上、常参詣賀茂社之人也。或時、御料之刻限二参会シテ被見ケレバ、モロモロノ魚鳥ヲ供ケリ」と記されたように、魚を宝前に供えることを要求する漁神でもあつた。

右のような神性は、在地における基層的な信仰においても認められる。例えば檳島西南の蛭子島社は、西国観音靈場に向かう花山天皇と離別した皇后が、皇子を出産した場所として「姫大明神」が祀られており、近辺の水運・漁撈に従事した人々が信仰していたという。夷神に対する、水運・漁撈の祈願がこめられていると見てよいだろう。こうした神性は認められるものの、宇治・檳島郷においては、賀茂神の勧請が行なわれた形跡はない。考えられるとすれば神木の旅所程度の存在であり、春日神人と同様、日常的にはそれを分祀する神の携行で十分であつたのではないだろうか。

檳島供祭人が拘泥したのは、あくまで網代の漁撈特権であり、それは賀茂社への魚類貢納が、「神祇供祭」として殺生禁断策を免れていたことによる。殺生禁断による網代の破却が朝廷の施策である以上、内膳司と摂関家の網代、および後者を媒介として春日社の網代も破却されざるを得ず、例外を認可させ得るとすれば、過去に白河院の殺生禁断策を免れ得た賀茂社の特権に期待する他はない。これが社家の制止を振り切つてまで、檳島供祭人が抵抗を示した事由である。この一点において、賀茂社の神性が主張されているのであり、神祇イデオロギーに対する帰属意識とは、むしろ下からの積極的な選択によるところが大きい。

しかし、そう考えられるとすれば、各神祇がその神性によって住人の側から選り取りられ、淘汰を受ける道筋をも想定しなければならぬだろう。次項の例は、それをよく示すと思われる。

(4) 近江国左久奈度社と田上綱代

近江国栗太郡の佐久奈度社には、延応元年（一二三九）十月の二通の六波羅御教書が存在する。

【史料10-1】『近江栗太郡誌』巻四

左久奈度社供祭人真木島邑君等申、近江国大石庄住人、仮地頭威、以別儀構網代候事、折紙へ副証文等案、如此、早可弁申子細之状如件

延応元年十月九日

越後守（花押）

相模守（花押）

大石庄地頭代

【同12】『東京大学史料編纂所架蔵写真「左久奈度神社文書」

左久奈度供祭網代之事、禁制之条、被院宣之処、甲乙人且近隣土民等乱入好殺生之事、向後被停止畢、依申沙汰、執達如件

延応元年十月

越後守（花押）

相模守（花押）

佐久奈度社務中

史料によれば、「真木島邑君」が佐久奈度社の供祭を担当し、勢多川において排他的特権を得て、網代漁を行なっていたことが分かる。「真木島邑君」は、明らかに山城國榎島郷の網代人であろう。近江國の網代（田上網代）は、第一節に述べた通り、勢多橋の南、現在の供御瀬付近に存在した。これは佐久奈谷、すなわち現在の桜谷の位置と一致する。つまり、榎島の網代人たちの活動範囲が宇治川の最上流にまで及んでおり、かつ彼らが田上網代における漁撈にも関わっていたことを示す。山城國榎島郷と近江國桜谷の間には、網代人の舟運による活発な往来を想定すべきであろう。

ところで、佐久奈度とは如何なる神性を有し、榎島の村君はそこに何を期待したのだろうか。佐久奈度社については、『文徳天皇実録』仁寿元年（八五一）六月朔日条に「詔、以近江國散久難度神、列於明神」、また『三代実録』貞觀元年（八五九）正月廿七日条に「奉授近江國佐久奈度神從五位上」とある他、古代における実態については、ほとんど明らかにし得ない。永正十三年（一五一六）の「左久那度神社之記」（『近江栗太郡誌』卷四）が伝えるところでは、祭神に天照太神の荒魂たる天瀬織津姫命があつたという。

天瀬織津姫命は、『延喜式』祝詞・六月晦日祓に「遣る罪はあらじと祓へたまへ清めたまふ事を高山短山の末よりさくなだりに落ちたぎつ速川の瀬に坐す瀬織津比咩といふ神、大海の原に持ち出でなむ」と言われた神であり、「さくなたり」という語に結びついていくことが分かる。同・広瀬大忌祭には「皇神等の敷き坐す山々の口より狭久那多利に下したまふ水を甘き水と受けて」とあるが、前掲「左久那度神社之記」はこの語について「中臣祓義訓」を引き、

【史料11】

（前略）中臣祓義訓曰、佐久那理者、裂低也、俗語指山岳裂開低下之處、謂那太理、神祇本源曰、那字助語、蓋谿谷山嶽裂開者也、故謂佐奈太理云々（後略）

としている。つまり、山岳が裂けて水が流れ落ちる様を示す擬態語である。これと、先の『延喜式』の形容をあわせ鑑みれば、「さくなたり」とは、「山の水口から水が湧き流れ、激しく落ち下るさま」を示す語であつて、そうした場所に住む天瀬織津姫命は、在地の水神・滝神としての性格を備えているであろう。さらに供祭が必要とされたということ、伊勢における倭姫命、近江竹生島における浅井姫命などに見るように、魚が自然と寄り集まる女神の性格をも備えていたのではないだろうか。

勢多川の漁撈については、石山寺による強い禁制が加えられてい

るが⁽⁴⁰⁾、左久奈度社の供祭漁はその禁制を免れていたものと考えられる。さらに、前掲文書にある通り、左久奈度社に供祭を貢進することで、横島村君は大石荘民による川漁を封殺し得た。彼らが望んだのは、水界の占有に対して正統性を持つ神の性格であり、それによる排他独占的な漁撈特権であった。

この他、網代人が松尾社にも供祭を献上していたことは、前掲史料によつて確認されるが、その経緯については明らかにできない。松尾社は丹波国天田川の築漁業および鵜飼漁を統轄し、それを「当社毎日供菜所也」⁽⁴¹⁾と称していたから、宇治の網代についてもおそらく徴収システムとして、日次供菜の形態をとつていたものと推察する。また、網代人の信仰に影響を与えたものとしては、海上守護神である、市杵島姫命の存在が考えられよう。

以上、横島に住した網代人が諸社に属する経緯を考察した。下賀茂社と佐久奈度社の例に見るように、特定の間人が特定の社家に属するのではなく、各々が同時に複数の社家に兼属するという形態を想定するのが妥当であろう。しかも、網代人にとつて各神祇の神性は、或いは殺生禁断策の免除、或いは遠隔地における水界の占有など、既得権に対する特定の効果に直結するものとして捉えられている。それは、特定の局面に照応する神祇の存在という觀念を生み出すものに他ならない。在地社会における心性は、こうした重層的な神祇を含みこむものであった。

第三節 宇治・横島における離宮社の機能と意義

(1) 離宮社の形成と長者・狛氏

前節では、諸権門による神人編成と下からの神性の利用という事態を指摘した。生業の複合が生産力の分割可能性を生み、住人の兼属性・散在性を高める一方、諸神祇の性格は住人において重層的に分有されると見る。右は人の支配に付随する神性の伝播であるが、では一方の土地の支配に随伴する神祇の存在についてはどうであろうか。以下では、宇治・横島郷の鎮守たる離宮社を素材として、右の課題について考察を加えることとする。

宇治離宮社の史料上の初見は、藤原忠実の『殿暦』長治元年（一一〇四）八月二十三日条である。

〔史料12〕

卯剋許参宇治、今日始離宮の社二立神馬・乘尻等、乘尻四人、有御幣、引神馬一疋、非別神事、午剋許着泉殿、未剋許立神馬等、無拜、依先例也、馳馬間平等院のツリ殿二て見、故宇治殿・太殿

宇御坐御堂、有此事、仍余又如此。

忠実は氏長者として、初めて宇治離宮社に神馬・乗尻の献上と奉幣を行ない、神馬立の行事を観覧したのであり、それは「故宇治殿・太殿」すなわち頼通・師実以来の「先例」によるものであった。さらに『勘仲記』弘安元年（一二七八）五月八日条では、五月八日の離宮社祭について「会式延久二年歟被定下云々」と言われており、延久二年（一〇七〇）の頃、摂関家によつて祭礼の会式が定められたとされている。前節に述べた通り、道長・頼通の頃に離宮社と摂関家の関係が生まれたことを示唆するものである。他の荘園に比すれば、鎮守における祭礼の会式を定め、奉幣と観覧を行なうのは、領家による荘鎮守への介入権と解する意外にない。

現在、離宮社には上宮・下宮が存在し、これは式内社たる「宇治神社二座」に対応すると考えられる。上宮（宇治上神社）は応神・仁徳・菟道稚郎子を祭り、平等院の鎮守と言われる一方、横島村東部の産土神でもある。下宮（宇治神社・若宮）は菟道稚郎子を祭り、宇治郷の産土神と言われる。宇治離宮社の名称は、応神帝の離宮に子の菟道稚郎子が住したことに因むという伝承が残る。祭神を見れば、上宮と下宮の関係は、祖子および奥宮・里宮の關係に当たると考えられる⁴⁸⁾。離宮社の内部には、上・下宮が存在し、それぞれ宇治・横島郷の鎮守となっていたのである。

ところで、宇治離宮社が何の「離宮」であるかについては、応神・仁徳という祭神から石清水との関連が想定されるものの、明確に言及されることはない。しかし、『中右記』長承二年（一一三三）五月八日条には、次のような記載がある。

【史料 13】

（前略）神興之所致（ママ）、如在礼入或四月八日御興迎、渡御他所、今還御本宮也（後略）

五月八日は離宮社祭であるが、それに先立つ四月八日に神興迎があり、他所への渡御を経て再び還るといふ。祭礼自体は既に四月八日に開始されているのである。四月八日という日付と「離宮」といふ呼称で思い当たるのは、大山崎における四月八日の祭礼である。大山崎神人は、石清水八幡宮の支配下における宮座に組織され、毎年四月三日には八幡神の遷座を再現する「日使頭祭」、四月八日には天神八王子社の祭礼（辻祭）を行なっていた。前者は石清水八幡宮による神人編成に由来するが、後者は大山崎固有の地主神を祭るものであり、その宮座および祭礼の次元においても両者は重層的に存在していた。この大山崎には鎌倉末までに、石清水から勧請され

たという離宮八幡宮が成立している⁽⁴⁾。

第一節に述べたような宇治と淀方面との交通を考えれば、宇治離宮の成立について、以下のような推測が可能ではないだろうか。まず、上・下宮に共通する菟道稚郎子は、その名称からして固有の地主神であった。現在、上宮の神殿左奥に武本稻荷(倉稻魂命)が祭られており、原初的には一帯の農耕神として存在していたのではないだろうか。その上に巨椋池の舟運を前提として、石清水の祭神である応神・仁徳が持ち込まれる。一方で、男山の対岸である大山崎にも八幡信仰が影響をもたらしつつあり、大山崎と宇治はそれぞれ影響を与え合いつつ、八幡の離宮を形成していった。二つの地主神における四月八日の祭礼は、その痕跡を示すものと考えられる。

右の流れの上に、宇治離宮社にはさらに摂関家による所領把握が影響をもたらしている。摂関家(氏長者)による神事への介入、春日社の勧請については、先に述べた通りである。ここでもう一点指摘したいのは、離宮社における神主(長者)の補任権である。

後述するが、弘安四年(一二八一)五月から同六年十一月にかけて、平等院の鎔取・倉光が離宮社祭の馬上役を拒否したため、離宮社司・富家殿沙汰人によつて相伝の「名田」「網代」を没収されている⁽⁵⁾。問題はこの処置につき、離宮社右方長者の「光康」が召されていることである。「狛氏系図」(『統群書類従』七・下)によれば、この光康は明らかに楽所の舞人たる狛光康であつた。

「雑秘別録」(『群書類従』一九)には、光康の曾祖父である狛則助について「宇治まきの長者」と記し、かつ光康の祖父光助についても「まきの長者わくの神主」としている。また「楽所補任」

(『群書類従』四)安元二年(一一七六)条には、狛光助について「左。自今年籠居成別道。三十八。宇治改姓須波」とし、また「楽所系図」⁽⁶⁾にも「改姓於酒波」とある。林屋辰三郎が明らかにしたように、離宮社には神主として右方・左方の長者が存在し、酒波氏は長者氏とならぶ宇治離宮社の社官であつた⁽⁷⁾。つまり、楽所の舞人である狛氏は、横島郷住人の祭祀を統轄する長者、すなわち宇治離宮社の神主となつていたのである。

さらに狛氏は、宇治・横島における漁撈にも携わつていたと見られる。前掲「狛氏系図」においては、狛光貞について「光貞。宇治網代目代。内舎人子云々。理宮長者酒浪(須波)友忠也」と記している。「目代」は、第一節に述べた網代司の目代と思われる。すると、長者の役割としては、神主職のそればかりでなく、宇治・横島の所務にも関わりと考へた方がよいだろう。以上は、十一世紀末から十二世紀前半に確認される事象である。

しかし、狛氏は興福寺の楽人であり、当初から宇治に居住していたとは考えにくい。彼らと宇治との関係は、摂関家を軸として形成

されたと考えるのが妥当と思われる。狛氏は春日若宮祭においても舞を勤めており⁽⁶³⁾、撰関家の主催する宇治一切経会においても舞うことがあった。藤原忠実の『殿暦』によれば、忠実も前掲の狛光季とは昵懇であり、長治元(一一〇四)年三月三日、光季が平等院一切経会に青海波・散手を舞ったのを讀えて、長綱三疋を給している。さらに『台記』久安四年(一一四八)閏六月十四日条には、藤原頼長の宇治滞在中の記事として次のようなものが見える。

【史料14】

深更、伴女房等、歩行至舟津、乗舟浮河上、左近将曹狛則助、依余命、游水入能為水練、又垂鉤取魚及晝帰了。

前述のように狛則助は「宇治まきの長者」であつたが、頼長から彼に「游水」「水練」が命じられるということは、撰関家が同氏を被官化していることを示すと考えられる。

宇治・槇島郷を家領化する過程で撰関家はその鎮守を把握し、以前から関係を有していた狛氏を長者職に据えたと考えるのが妥当であろう。林屋辰三郎は、狛氏の本拠が奈良にあるため、その京上の便宜として彼らが宇治の地に定着したと推察したが⁽⁶⁴⁾、それには右のような撰関家の関与があつたと考えるべきである。

(2) 離宮社の組織と経営

離宮社の組織は右方と左方に分かれ、双方に長者(神主)がある他、後掲の史料ではその下に神官・巫女・神人が存在する。特に巫女は「里神楽」の舞を行い、十二世紀初頭には三十余人が存在したという⁽⁶⁵⁾。また、祭礼の行列次第を見ると、田楽法師・童部・舞人・駒人・田所・道張・獅子・小舎人・気霊の役が見える。これらの役は神人および住人がそれぞれ担当するものと考えられる。彼らによる舞芸は名高く、「巫女馬長一物、田楽散楽如法、雑芸」の見物のため、数万とも言われる人々が訪れたことは著名である⁽⁶⁶⁾。他に比して離宮社の舞芸が珍重されたのは、神主に狛氏があつたことと無関係ではあるまい。つまり、離宮社の内部においては、撰関家の意向により、狛氏から巫女・神人への舞芸の伝播という現象が存在したのではないだろうか。

右方と左方の組織は、宇治郷・槇島郷のいずれかの鎮守に相当するが、現在の氏子圈を見れば、上宮と下宮各々にも対応すると考えられる。後出の史料のように、祭礼において宇治郷と槇島郷は左右に分かれて競馬を行なうが、これは相互の郷に対する意識と自身の住する郷への帰属意識に影響を与え得る。つまり、こうした双分制をとることで、宇治・槇島という地域の観念的統合が保持されてい

る。これは領家からすれば、所領の一体性の確保である。しかし、左右の組織は領家による編成以前の体制であり、領家が鎮守に介入する過程で、右の統合性を掌握したと見るべきであろう。

既に述べたように、離宮社には摂関家から神事料田が寄進されており、これは領家による免田の措置に当たる。これ以外にも、離宮社は摂関家から神馬の貢納を受けており、以上は祭祀執行の物質的基礎を構成していた。しかし、祭祀執行に当たってより重要であるのは、離宮社司による馬上役の差定である。

【史料15-1】『勤仲記』弘安四年（一二八一）五月六日条

参殿下、(1)平等院寺官等列参、揚(離)宮祭馬上役、平等院□取倉光□自社家差之、先例寺官不勤仕、而可勤仕之由被仰下之条、鬱訴相□之由申之、条々尋承所申入也、(2)寺官勤仕有先例由、社家注進之間、被仰下了、所詮有御尋揚(離)宮所存可被仰、仲兼今日可参也、暫可相待之被仰舍、(3)離宮右方神官巫女神人等又列参是者去年祭使等今日無沙汰上者、明後日祭礼不可随神事由、一同申也、不堪鬱訴列参之由申之、(4)召長者光康、問答重々子細、円満院自南山御帰洛之後、於狭山住人者、殊可有其沙汰、然者明後日祭礼無為可遂行之由、被仰下之間、再三召仰此由(後略)

【同-2】『勤仲記』弘安七年二月卷裏文書、弘安四年八月三日平等院寺官等申状(『鎌』一九・一四四一六)

(前略)(5)彼社司等申云、向後者毎年可差寺官等、□有難渋之輩者、如今倉光、皆悉追出宇治内、可被没収所領云□、若然者、寺官争可致安堵哉、(6)抑離宮社御幣頭者、自本願□代、寺官供神供、捧御幣、每年所令供奉御祭列見也、而當御代(後欠)

離宮社祭の馬上役を拒否したため、平等院鑓取の倉光が相伝の名田および網代を没収された事件である。(1)(6)が平等院側、(3)(5)が離宮社の主張であり、(2)(4)が摂関家の対応である。平等院の寺官によれば、彼らは離宮社祭の「御幣頭」を勤めるものの、馬上役を差定される例はないという。一方、離宮社によれば、寺官に対する馬上役の差定は先例があり、役の拒否があれば今後は宇治を追却し、所領を没収すべきであるという。さらに(3)によると、摂関家からの去年の祭使が無かったため、今年の祭礼は執行しない意向だという。摂関家の措置としては、「狭山住人」については離宮社の主張する通りにするというが、これは祭使に関わる収取が狭山(3)に係るということであろう。この件につき、離宮社右方の神官・巫女・神人等が群参しているのは、領家からの祭使、馬上役の差定が彼らの収入に直結していたからに他ならない。

馬上役に応じなければ「宇治内」を追却するということは、宇治

に住していれば馬上役に応じなければならぬということである。こうした賦課形態については、既に瀬田勝哉が祇園社・稻荷社の馬上役に即して明らかにしたように「祭礼敷地住人原理」が働いていたと考えられる⁽⁵⁾。離宮社にとつて馬上役は、その人物が宇治・槇島郷に住していれば、いずれの権門に属していようと任意に課し得るものであった。一方、それを拒否する者が存在するのは、馬上役が経済的に大きな負担を伴うからである。差定される人間は、倉光のように名田および網代を所有する「富有」の人でなければならぬ。これによつて、離宮社と宇治・槇島住人の間には微妙な関係が生じる。第一に、馬上役の差定そのものが、居住地域に対応する鎮守の存在を観念的に喚起し得るといふ点である。これは先の左右の組織と相俟つて、住人の鎮守への帰属意識を高める。第二に、権門に帰属するという論理による特権の排除である。特権を有する住人は諸権門の神人・寄人身分であり、名主層以上の「有徳」の人間である。その住人に賦課を加えることは、それ自体が離宮社の経済を支える手段となる。散在性と兼属性を排除し、鎮守への帰属意識を高めつつ経済基盤を確保すること、これが離宮社組織による馬上役賦課の最大の効果であると考えられる。

(3) 離宮社祭の構造と機能

離宮社祭については、馬上役ばかりではなく、さらに宇治・槇島郷住人の幅広い参加が認められる。本項では、前項までの考察を前提として、住人の参加による五月八日の離宮社祭の執行形態に焦点を当て、宇治・槇島地域におけるその機能を探ることとする。

長文になるが、基本となる史料を掲げておく。

【史料 16-1】『中右記』長承二年（一一三三）五月八日条

今日宇治鎮守明神離宮祭也、宇治辺下人祭之、未時許行向平等院透廊見物、(1)巫女馬長一物、田楽散楽如法、雑芸一々、遊客不可勝計、見物下人数千人、着河北岸小船数千艘、如並瓦、田楽法師原其興無極、笛無定曲、任口吹、鼓無定声、任手打、鼓笛喧嘩、人驚耳目、(2)神輿之所致（ママ）、如在礼入或四月八日御輿迎、渡御他所、今遷御本宮也、(3)供神膳、(3)臨晩頭、競馬十番入左槇島住人、右宇治辺住人、一番左勝、次々番勝負相決、人馬競馳、日入後事了

【同12】『中右記』長承三年（一一三四）五月八日条

今日離宮祭也、其路從今年過小川殿門前、仍於侍所棧敷見物、(4)左右競馬十番、宇治並真木島住人等為騎乘、同童部、其裝束十番使之作法者二人入競馬牽馬手振雜色如常也、(5)神輿三（到力）所致如在之礼、(6)巫女卅余人、村布衣騎馬者数十人、或束帶或布

衣者不知何万、又以數人口□□或捧幣帛之者、或帶弓箭之者、各々面々不可勝計、(7)田楽之類、鼓笛喧嘩、巫女之輩、衣裳飛揚、見物男女夾道無隙、未時許渡了、(8)於本社有競馬、供神膳云々

【史料17】『兵範記』仁平三年(一一五三)四月十五日条裏書

(9)去八日、離宮御輿迎以後、平等院三綱所司以下品部下(ママ)、殿中上下、宇治侍宿直雜色主殿、皆可供奉田楽、為本散樂可為先風流之由、殊被仰下、(10)近日其様々、村々競營、每日出立、先參御輿旅所、次參入道殿御所、終日御覽、其外宇治白川等、座座法師原、各賜裝束、彼八日可被供奉、其裝束六十余具、兼日被宛召人々云々

以上により、祭礼の過程を復元してみよう。(2)(5)(9)によれば、四月八日に三基の神輿迎があり、神輿は離宮社を出て、一ヵ月かけて「旅所」を巡るといふ。「旅所」のうちの一つは、現在も離宮社門前から宇治橋を渡った新町通り沿いに確認される。おそらく宇治・槇島郷内に幾つかの「旅所」があり、神輿はそれを巡っていたと考えられる。(10)では、神輿の旅所および摂関家の宿所に村々の者が訪れ、田楽等の風流を行なうといふ。(1)(6)(7)によると、既に昼から種々の芸能が行なわれており、摂関家ばかりでなく「何万」という人々が見物していた。神輿が遷ると、離宮社祭が行なわれる。離宮社祭は十二世紀前半、既に「宇治鎮守明神離宮祭」と称されており、明らかに地域の鎮守の祭礼として意識されていた。

(3)(4)によると、晩頭に至ってから左右の競馬が行なわれる。場所は社前の馬場であろう。左右の競馬は、宇治郷および槇島郷の住人により十番行なわれ、それぞれ勝敗を決すといふ。(8)によると、さらに「本社」においても競馬が行なわれるといふが、神社境内でも同様な競馬が行なわれたのであろう。

舞芸と競馬が離宮社祭の眼目として記述されているが、実際には役者の行列があり、全ての参加者が構成する点で重要である。この行列は、最後の旅所から神輿を遷す行事に相当する。

【史料18】『勘仲記』弘安元年(一二七八)五月八日条

午剋漸雨灑、終日不休、祭礼殊被急、(1)長者殿御幣神馬十列等遅引之間、神輿未及御行之由社家申之、仍予以下家司實伏乘尻、御隨身於後序只今行擲云々、(2)先急可参向旅所、於擲(脱力)罷歸可行由別被仰下之由、召仰下家司畢、(3)少時祭已令行列、此間殿上人祇候大湯屋御所簀子、侍五位行職已下御所西砌辺列居、諸大夫群集東面簀子各見物、(4)会式延久二年歟被定下云々、行列次第

先長者殿御幣
次神馬△御隨身▽
次北殿御幣△自富家殿所進御幣云々▽
△府者二人殿下下騰秋守元景、今二人不
参引移馬▽

次田樂
次左方童競馬十疋

次右方△同競馬十疋▽
次左方競馬十疋

次右方△同競馬十疋▽
左方次第使

右方馬上
左方使

右方次第使
右方舞人△二人▽

其駒二人
田所

左右道張
左右師子

左右小舎人
右方氣靈

御神輿
御輿三基

神主
右方巫女

左方神官
右方神官（後略）

史料の年代が下るため、前掲の内容と齟齬する点もあるが、特にその共通点に注目して分析を加えたい。

(1)(2)によれば、摂関家の奉幣と神馬貢納は離宮社にとって重要であり、それが行なわれないと旅所から神輿が動かせないという。(3)では、祭りの行列が摂関家の宿所内で行なわれており、祭の構成員にも摂関家の被官があることが分かる。(4)によると、式の次第は延久二年（一〇七〇）に定められたと言われており、十一世紀後半に摂関家と離宮社の合意により、会式が定型化したことを示唆する。行列の先頭には、氏長者および北殿からの奉幣が立ち、貢納された神馬がそれに続く。馬上役が右方しか存在しないなど、若干の出入りはあるが、ほぼ左右の組により行列が構成されている。先頭と最後部は、俗・聖の度合を示すと思われ、要約すれば領家―住人―社司という順序で構成されている。

以上から、離宮社祭の特質について幾つか指摘しておきたい。

第一に、摂関家と社家という上部権力の相互規定性である。宇治・横島郷の領家たる摂関家は、奉幣・神馬貢納を行ない、行列次第にも介入するなど、祭事の内部に深く関与している。長者職の補任もこの延長と考えられるが、それは離宮社に対する支配の貫徹を示すものではない。馬上役・神馬貢納・祭使の欠如に関して、社家はしばしば強硬な姿勢で訴え、既得権の確保を目指している。離宮社は家領の成立以前に存在しており、摂関家の介入を経てもなお、独自の運動体としての性格を失っていない。離宮社祭は、こうした領家と鎮守の微妙な均衡の上で執行されるのである。

第二に、祭礼における序列と帰属意識の問題である。行列は領家―住人―社家の順序で構成され、前二者は俗界における支配関係、

後者はそれを支える観念的存在を示す。住人はその居住地に基づき、社家の双分組織のいづれかに帰属し、行列および競馬の行事においても、その事実を意識させられている。行列から競馬に到る一連の行為は、領家と鎮守によつて規定された意識の可視的表現なのである。しかも、馬上役の差定によつて、諸権門への帰属はひとまず捨象され、居住地の鎮守への奉仕が義務付けられている。また、神輿の渡御は、宇治・横島郷一带に亘るものであり、これは人為的な境界領域の確定を目指すものと考えられる。

前節で確認したように、住人における各神祇の神性は、帰属する権門と既得権に対する現世的効能に規定されている。それ自体が放置された状態であれば、住人は「物理的な住人」という存在に過ぎず、帰属に規定された拡散性は覆い難いものとなるだろう。土地の支配に関わる領家および鎮守にとつて、それは経営基盤の消失をも意味する。「祭礼敷地住人原理」はそれを止揚する論理であるが、それは自生的に形成されたものではなく、領家および鎮守による人為的な操作を経ている。十一世紀中期において、離宮社は既に宇治・横島郷の鎮守であつたが、それは組織と祭礼の双分制によつて維持されていた。家領化の過程で、摂関家は鎮守への介入を行ない、祭礼を通じて所領の一体性を獲得する。こうした段階を経ることにより、散在性と兼属性に由来する重層的な神祇体系は、その接合剤として地主神の形成と存続という止揚を得たのである。生活の各々の局面に照応する神祇という観念と、土地の支配に基づく虚偽的な帰属意識の表現たる鎮守、この両者が併存し、かつ後者が前者の拡散性・流動性を規制するということ、これが中世成立期の在地社会における神祇の複合構造であつたと考えられる。

小 結

宇治・横島郷においては、諸権門に属し、種々の生業に携わる人々が存在した。宇治津を介した交通体系の存在をも加味すれば、この地域が都市的な領域であつたという評価も可能である。実際に、小西瑞恵も宇治に対してそうした評価を下している²⁰⁾。

しかし、神祇の問題に限つて言えば、ここで考察した動向が地方荘園のそれと際立つた相違を見せるわけではない。脇田晴子が指摘するように、都市的領域においては、諸権門に編成される座と地主神における宮座が重層的に存在している²¹⁾。一方、地方荘園にも多くの神人・寄人層の downward があり、末寺末社の「勧請」を生むが、その一方で、所領の単位に対応する荘鎮守も形成されている。宇治・横島郷において観察された事象は、在地における神祇の浸透および形成の一つの典型を示すものであると考えられる。

宇治・横島郷においては、住人における生業複合が生産力の分割可能性を生み、舟運による流動性と相俟つて諸権門への兼属性を促進している。それに伴い、各々の神性による現世的効能が期待されつつ、在地における神人編成が進められる。それは、特定の局面に照応する数多の神性という、神祇の重層性を生み出した。こうした拡散性を孕む一方で、経営基盤として地域を編成しようとする鎮守の組織によつて、擬似的・観念的統合の模索が開始される。さらに領家による土地支配により、鎮守はその所領に内包され、組織・祭祀への介入を受ける。これにより、領家と鎮守の間に微妙な均衡を孕みつつも、所領の一体性が保持された。結果として、住人の心性においては、生活の各局面への効用を有する神性と、それを住地原理によつて規制する地主神の観念が併存する状況が生まれた。

こうした動向には少なくとも、①権門に属することで特権を得ようとする住人、②それを神性の鼓吹によつて正当化する諸権門、③住人の帰属意識を煽り、特権を排除することで経営基盤を確保しようとする鎮守の組織、④所領の一体性を企図することにより、人の支配が土地に及ぶのを回避しようとする領家、という因子がある。荘園社会における神祇においては、こうした人為の対立と調和が存在し、それが外見上の複雑性を生み出していた。こうした因子が存在する以上、いずれか一つの権門による編成にのみ重点を置き、神祇による精神支配が貫徹されていたかのように見ることは、もはや不可能であろう。これについては、次章以下の考察においても重要な点であるので、特に注意を喚起しておきたい。

註

- (1) 小西「地主神の祭祀と大山崎惣町共同体」『中世都市共同体の構造的特質』『中世都市共同体の研究』思文閣出版、二〇〇〇。初出はそれぞれ、一九七六、一九七七。
- (2) 網野「宇治川の網代」『日本中世の非農業民と天皇』岩波書店、一九八四。
- (3) 白水智「中世海村の百姓と領主」『列島の文化史』九、一九九四。
- (4) 網野・前掲註(2) 著書等参照。
- (5) 「正倉院文書」天平宝字六年造石山院所牒案、『大日本古文書』一五。
- (6) 「正倉院文書」天平宝字五年矢田部造麻呂家地売券、『大日本古文書』一五。吉田孝「律令時代の交易」『日本経済史大系』東京大学出版会、一九五六、参照。
- (7) 夏の漁法の変化の例については「賀茂注進雜記」(『続々群書類従』一)および井上鋭夫『一向一揆の研究』(吉川弘

- 文館、一九六八）所載の雲上公伝説など。
- (8) 『宇治市史』一、二九三〜二九五頁。
- (9) 例えば、網代守の篝火を示したものとと思われる『方丈記』
「くさむらの螢は遠くまきの島のかかり火にまがひ」という描
写や、『日次記事』四月、『名所都島』巻四・槇島など、近世
の文芸に、しばしば槇島と網代との結びつきが記される事実を
参照。ただし網代の設置箇所については宇治橋の付近から、槇
島までを考えた方がよい。後掲「歎修寺家本永昌記裏文書」年
月日未詳宇治内鱸請陳狀（『鎌』二・二七四）および「石山寺
縁起」『日本絵巻大成』一八、参照。
- (10) 「青山行友家文書」江州志賀郡粟津之庄八大龍王縁起伝
聞、『新修大津市史』九。
- (11) 平成八年度測図、一万分の一都市計画図（宇治市全図1）。
なお『宇治市史』一、三七七〜三七九頁参照。
- (12) 『類聚三代格』巻一〇、延喜二年三月十二日官符。
- (13) 瀧川政次郎「雑供戸考」『法制史論叢』二、一九八六、
初出一九五八、鬼頭清明「御贄に関する一考察」『統律令国家
と貴族社会』吉川弘文館、一九七八、勝浦令子「律令制下贄貢
納の変遷」『日本歴史』三五二、一九七七、等参照。
- (14) 目崎徳衛校訂・解説『侍中群要』吉川弘文館、一九八五。
- (15) 『新訂増補故実叢書』第三一卷。
- (16) 苅米「内膳司御厨の展開について」『延喜式研究』八、
一九九三。
- (17) 『侍中群要』第二。
- (18) 「九条家本延喜式巻十二裏文書」長元四年正月二十三日
右衛門府解（『平』二・五一七）、「石清水文書石清水璽御筥
事紙背文書」石清水八幡宮文書目録（『鎌』六・四四三〇）。
- (19) 網野善彦「中世における天皇の支配権と供御人・作手」
前掲註（2）著書。
- (20) 『侍中群要』第二。
- (21) 『宇治市史』一、三三七頁、松原弘宣「畿内における諸
津の性格と機能」『日本古代水上交通史の研究』吉川弘文館、
一九八五、参照。
- (22) 内膳司式によると、奈良・奈菜園などの供御雑菜を木津
川から運び入れ、保管するために、淀津に長さ三丈の川船が置
かれていた。
- (23) 保立道久「荘園制支配と都市・農村関係」歴史学研究別
冊特集『世界史認識における民族と国家』一九七八。
- (24) 岡本清造『漁場地代論』御茶ノ水書房、一九七九。
- (25) 『台記』康治二年十月二十七日条、『兵範記』保元三年

- 十月十九日条、等。
- (26) 『扶桑略記』所引「宇多天皇御記」寛平元年十二月二十四日条、『花鳥余情』参照。
- (27) 『中右記』長和四年十月十二日・十三日条、寛仁元年十月二十五日条、寛仁三年九月二十七日・二十九日条。
- (28) 『兵範記』保元二年正月十二日条、『勘仲記』弘安元年五月九日条、等。
- (29) 『勘仲記』正応二年五月五日条、「大徳寺文書」康暦元年八月十七日勘解由次官平知輔寄進状、『大日本古文書』。
- (30) 『為房卿記』寛治元年五月十六日条、『中右記』寛治六年二月六日条。『宇治市史』一、五六八頁、参照。
- (31) 網野・前掲註(2)。
- (32) 『倭名類聚抄』二。
- (33) 『中臣祐賢記』嘉禎二年正月一日条。
- (34) 丹生谷哲一「春日社神人小考」『日本政治社会史研究』下、塙書房、一九八五。なお「弘安六年臨時祭祀写」(『神道大系』神社編一三)、弘安四年大訴の例、参照。
- (35) 同右。
- (36) 同右、村岡幹生「中世春日社の神人組織」『立命館文学』五二一、一九九一、同「鎌倉期における春日社散在神人の動向」『中京大学教養論叢』三二―二、一九九一、坂井孝一「春日社黄衣神人」『中世の空間を読む』吉川弘文館、一九九五。
- (37) 『中臣祐賢記』文永十年十二月条所載、同十一月日勸学院政所下文。
- (38) 「中世の堅田について」『年報中世史研究』六、一九八一。
- (39) 川端「院政初期の立荘形態」『日本史研究』四〇七、一九九六。
- (40) 「賀茂注進雜記」『続々群書類従』一。
- (41) 『勘仲記』弘安七年二月三日条。
- (42) 黒田日出男「荘園制の神祇支配と神人・寄人集団」『荘園制社会と身分構造』校倉書房、一九八〇、保立道久「中世前期の漁業と庄園制」『歴史評論』三七六、一九八一、等。
- (43) 『賀茂別雷神社文書』寿永三年四月二十四日源頼朝下案。
- (44) 神人の神が船を点定する際にも用いられた例は、『散木奇歌集』第九・一三八八、「大東家旧藏文書」承久四年三月日大江泰兼愁状、『鎌』五・二九三七。
- (45) 謡曲「阿漕」、「住吉神社文書」住吉大社司解、『平』一〇・補一、「竹生島縁起」『群書類従』二、等。
- (46) 「石山寺縁起」卷二、『日本絵巻大成』一八。

- (47) 『松尾大社史料集』一、養和元年九月十六日官宣旨。
- (48) 『宇治市史』一、二七七―二八一頁、浜中邦弘「宇治神社遺跡」、『宇治市埋蔵文化財発掘調査概報』三五、一九九六。
- (49) 小西・前掲註(1)。
- (50) 「勘仲記紙背文書」(弘安五年正月―三月卷)弘安四年平等院寺官等申状、『鎌』一九・一四四―一六、『勘仲記』弘安四年五月六日条、同・弘安六年十一月十三日条。
- (51) 東京大学史料編纂所架蔵写真。
- (52) 林屋辰三郎「宇治離宮祭について」、『中世藝能史の研究』岩波書店、一九六〇。
- (53) 「若宮祭祀記」、『神道大系』神社編一三。
- (54) 林屋・前掲註(52)。
- (55) 『勘仲記』弘安元年五月九日条、『中右記』長承三年五月八日条。
- (56) 『中右記』長承二年・同三年五月八日条、等。
- (57) 現・久御山町。狭山郷、狭山荘のいずれかは不明。平凡社『日本歴史地名大系』京都府の地名、一九六頁参照。
- (58) 「中世祇園会の一考察」、『日本史研究』二〇〇、一九七九。
- (59) 現在の神輿渡御のルートは、宇治橋東畔から乙方の集落に入り、彼方神社の前からその馬場筋に迂回して離宮社に入るというものである。なお、馬場筋は「神輿道」と呼ばれる。
- (60) 「中世都市の保について」、『大阪樟蔭女子大学論集』三八、二〇〇―。この評価は、種々の商人の集住、長者の存在、離宮社門前に伸びる番保の存在などから下されたものである。
- (61) 脇田晴子「中世前期の座結合」、『日本中世都市論』東京大学出版会、一九八一。